

第1回 民事法総合演習

# 事業再生局面における社債管理者の注意義務と責任

～米国信託証券法との比較を通じた「誠実義務」の再構成～

日本大学教授

鬼頭俊泰 Toshiyasu Kito

## I はじめに ～本稿の目的と問題の所在～

本稿は、社債管理者の負う善管注意義務および公平誠実義務の内容をもとに、社債発行会社の経営困難局面（事業再生局面など）を念頭に置いた社債管理者の利益相反に伴う損害賠償責任について検討することを目的とする<sup>1</sup>。

まずⅡおよびⅢにおいて、会社法が定める社債管理者の義務および責任について整理したうえで、社債管理者制度創設時に参考とした米国信託証券法を参照する。次にⅣでは、社債管理者の負う善管注意義務および公平誠実義務の内容をもとに、社債発行会社の経営困難局面（事業再生局面など）を念頭に置いた社債管理者の利益相反に伴う損害賠償責任について会社法・倒産法の両面から検討する。最後にⅤにおいてむすびとしたい。

## II 会社法が定める社債管理者の責任と問題の所在

### 1 社債管理者の資格およびメインバンク制との関係

会社法は、社債管理者が通常多数に上る社債権者の保護を十分なものとするために、弁済の受領・債権の保全その他の社債の管理を行う（会社法702条）ことから、銀行などの金融機関でなければならないと規定している（同法703条、会社法施行規則170条）。社債管理者の資格規定において貸付債権者を排除していないのは、平成5年商法改正時の議論では、取引銀行の能力を活用するためであるとされ、メインバンク（貸付債権者でもある銀行）であることは社債管理会社（現・社債管理者）就任に当たっての欠格事由とはならないとされた<sup>2</sup>。

### 2 社債管理者の権限・義務・責任

社債管理者の有する権限については、法定権限および約定権限からなる。前者は、通常の法

1 本稿では、社債管理補助者については取り扱わない。社債管理補助者の利益相反問題については、拙稿「社債管理補助者による社債管理の在り方」日本法学88巻4号（2023年）1656頁を参照。

2 吉成修一「平成五年・六年改正商法」（商事法務研究会、1996年）279頁